

## 引取業者登録申請の手引き（令和5年3月改正）

### 1 都道府県知事等への登録

- (1) 自動車所有者から使用済自動車を引き取る事業者は、引取業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事等への登録が必要です。
- (2) 引取業者の登録では、部品取りを行うことはできません。部品取りを行うためには、別途解体業の許可を受けることが必要です。

### 2 登録申請の手続き

#### (1) 申請書様式

規則様式第1

#### (2) 申請に必要な書類の内容

##### <申請書記載事項>

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名
- 4 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）
- 5 使用済自動車の搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

##### <添付書類>

- 1 申請者が法第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面（引県様式第1）
- 2 申請者が個人である場合においては、住民票の写し（本籍地（外国人である場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載があるもの。以下同じ。）
- 3 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書（登録の更新の場合は履歴事項全部証明書に限る。）
- 4 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書。）
- 5 申請者が使用済自動車の搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（※）

- ※ 次のいずれかを添付すること。
- ・ 確認方法を記載した書類
  - ・ 特定エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が確認できることを示す書類（自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等）

### (3) 申請書の提出先等

#### ア 申請書の提出先

申請者の住所を管轄する環境管理部（住所が青森県外又は青森市で、事業所が青森市以外にある場合は東青地域県民局環境管理部、住所が八戸市で、事業所が八戸市以外にある場合は三八地域県民局環境管理部）となります。

ただし、引取業と併せて、解体業又は破砕業を営む場合には、引取業の事業所の住所地に関わらず、解体業又は破砕業を営む事業所の住所地を管轄する環境管理部が、引取業の登録申請窓口となります。

※ 更新申請の場合は、現行の登録期間満了年月日の2ヶ月前から申請することができます。

環境管理部	管轄区域
東青地域県民局環境管理部 〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4 青森県運転免許センター2階 TEL 017-763-5292 FAX 017-763-5782	東津軽郡、 上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）
中南地域県民局環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎1F TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318	弘前市、黒石市、五所川原市、 つがる市、平川市、 西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、 北津軽郡
三八地域県民局環境管理部 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎2F TEL 0178-27-5111(代) FAX 0178-27-1922	十和田市、三沢市、 上北郡（七戸町、おいらせ町、六戸町、 東北町）、三戸郡
下北地域県民局環境管理部 〒035-0073 むつ市中央1-1-8 むつ合同庁舎新館1F TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853	むつ市、 下北郡

※ 事業所の所在地が青森市の場合は青森市役所（廃棄物対策課）、八戸市の場合は八戸

市役所（環境保全課）にお問い合わせください。

**イ 申請書の提出部数**

（ア）正本1部を提出してください。

（イ）申請者控え（1部）は別途、作成してください。

**ウ 登録申請手数料**

申請書には、手数料として所定額の青森県収入証紙を貼付してください。

区 分	手数料の額
引取業者の新規登録	4,000円
引取業者の登録の更新	4,000円

### 3 申請書等の記入例

#### (1) 引取業者登録申請書の記入例

様式第1 (第46条関係)

引取業者登録申請書

新規は、未記入。更新の場合に、記入すること。

※登録番号	
※登録年月日	年 月 日

引取業者登録の更新

該当しない方を消す。

青森県知事 殿

(郵便番号) 000-0000  
 住 所 ○○県○○市○○町○番○号  
 氏 名 ○○株式会社  
 代表取締役 ○○○○  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 生年月日 昭和○年○月○日  
 電話番号 000-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員の名 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役職名
ふりがな ○○ ○○	代表取締役
ふりがな △△ △△	取締役
ふりがな □□ □□	取締役

法定代理人の氏名及び住所 (未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称		
(ふりがな) 代表者 の氏名		
住 所	(郵便番号)	
	電話番号	

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記入すること。

名 称	〇〇株式会社〇〇営業所
所在地	(郵便番号) 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 電話番号 000-000-0000
名 称	〇〇株式会社△△営業所
所在地	(郵便番号) 000-0000 〇〇県△△市△△町〇番〇号 電話番号 000-000-0000
名 称	〇〇株式会社□□営業所
所在地	(郵便番号) 000-0000 〇〇県□□市□□町〇番〇号 電話番号 000-000-0000

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特定エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制について記入すること。

① 確認方法を記載した書類を有している場合

→「特定エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。」と記入する。

② 特定エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者（自動車整備士や中古自動車査定士）が確認できる体制がある場合

→「特定エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が特定エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。」と記入する。

※事業所が複数ある場合には、まとめて記入することも可能。

## (2) 誓約書の記入例

### 誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 45 条第 1 項

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（注 1）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 5 第 51 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

注 1) 主務省令で定める者は、精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

申請者及びその役員は、上記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請書に記入されているものと  
同一であること。



住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(3) 特定エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類の例

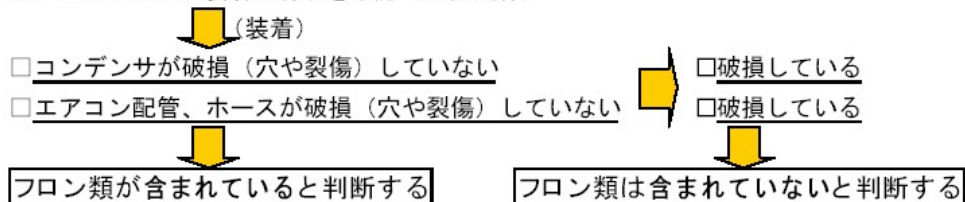
■ **エアコンシステム装着の有無を確認**

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



■ **車両の前方部が事故等で破損している場合の確認**

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）



■ **必要に応じて、以下により確認**

□使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。  
 □実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

